

請求の趣旨

- 1 中央労働委員会が、中労委平成19年(不再)第55号事件(初審大阪府労委平成18年(不)第25号事件)について、平成20年12月24日付けでした命令を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者等

1 原告ら

原告大阪地域合同労働組合(以下「原告組合」という)は、日本労働組合総連合会大阪府連合会(以下「連合大阪」という)傘下の一般労働組合であり、大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会(以下「原告分会」という)は、次に述べる会社分割前の訴外株式会社モリタ(以下「モリタ」という)において、一定年齢以上の管理職を対象とする、賃金の大幅減額を伴う役職定年制度の導入が発表されたことを契機に、平成15年3月11日、ユニオンショップ制の既存企業内労働組合への加入資格のない管理職らによって結成された労働組合であり、また、原告組合の分会でもある。

2 会社ら

モリタは、消防ポンプ車等の製造販売等を事業目的として昭和7年に設立された会社であり、訴外株式会社モリタエコノス(以下「エコノス」といい、モリタと併せて「会社ら」という)は、衛生・塵芥車等の製造販売等を事業目的として、昭和23年に設立された会社が、平成13年10月1日モリタに吸収合併され、原告分会結成後の平成15年10月1日、モリタから会社分割により設立された、モリタの完全子会社である。

第2 救済申立てに至る事実経過

- 1 大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という）は、平成17年3月30日、平成15年（不）第60号及び同年（不）第67号併合事件につき、次の救済命令を発出した（以下「別件初審命令」という）。

エコノスは、原告らと組合事務所及び掲示板の貸与に関して誠実に協議を行い、原告分会が使用する組合事務所及び掲示板を貸与しなければならない。

会社らは、原告らに対し、組合事務所及び掲示板を貸与しなかったこと、及び、会社分割を議題とする団体交渉において、エコノスの収益見込み等に関する説明を尽くさなかったことが、労組法7条2号及び3号該当の不当労働行為であることを認める謝罪文を速やかに手交しなければならない。

- 2 会社らは、同年4月12日、中央労働委員会（以下「中労委」という）に対し、別件初審命令の全部につき不服があるとして再審査申立てをした（以下「別件再審査事件」という）。
- 3 原告らは、同年4月20日付にて大阪府知事及び大阪市長に対し、別件初審命令が発出された事実を伝えるとともに、会社らが同命令を履行するよう指導し、もしこれに従わなかった場合は、指名入札から排除するなどの制裁措置を講ずることを求める旨の要請書を交付した。
- 4 エコノスは、原告分会が大阪府知事宛に上記3の要請を行ったことにつき、同年5月11日、「極めて残念なもの」であり、「会社としては、中央労働委員会において当初の主張を行い、上記要請に関しては、大阪府の理解が得られるよう相応の対処をしますが、部署長・支店長各位においては、その意を体し、部下を指導して業績発展のためより一層の奮励努力を行うようお願いいたします」と記載した社長名の「示達文」及び上記要請文書の原文を、管理職全員に宛、社内メールで周知した（以下「5.11社内メール」という）。
- 5 その直後、エコノス関西支店及び同名古屋支店の原告分会員各1名が脱退した。

- 6 原告組合の特別執行委員であり、会社らとの団体交渉（以下「団交」という）における組合側担当者である要宏輝（以下「要委員」という）は、連合大阪の機関紙である同年8月1日付「MONTHLY連合大阪」の「あんな相談こんな解決」コーナーに、「合併・分割の手続きを乱用した『泥舟分割』『資産はがし』『資産はがし』『組合つぶし』と闘うモリタ管理職ユニオン」と題する記事を掲載し、これまでの原告らに対する会社らの労務姿勢等を批判した（以下「本件記事」という）。
- 7 モリタは、同年9月21日付にて連合大阪会長に対し、本件記事につき、「私どもとしては労働団体が自らの主義・主張を教宣することは自由であり、時には多少の誇張などが混じることを否定するものではありませんが、少なくとも事実を歪曲したり、不当に他を誹謗中傷することは許されない事であり、連合大阪におかれましても同様の考えをお持ちであると理解しています。連合大阪の適切な措置を要望いたします」と記載した抗議文を提出した。
- 8 モリタの従業員で組織する企業内組合の「JAMモリタ労働組合」（以下「モリタ労組」という）は、同年9月29日付にて連合大阪会長に対し、本件記事につき、「私達が働く企業である(株)モリタを著しく誹謗中傷し、誤った企業イメージを内外に与えるものであり、看過できるものではありません。このような一方的な文書を作成した要氏と、関係者への確認もなく、そのまま掲載した『連合大阪』に対し、厳重に抗議します」等々と記載した抗議文を提出した。
- 9 連合大阪は、同年10月1日、モリタ労組に対し、本件記事が「内容、表現のいずれにおいても良識と品位の観点などからの問題があることは事実であり、多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます」等々と記載した会長名の謝罪文を手交し、また同年11月16日付にてモリタに対し、ほぼ同文の謝罪文を送付した。
- 10 会社らは、同年11月14日、原告らとの団体交渉の場において、要委員に対し謝罪要求することにより、暗に原告らに対し、要委員を団交担当者から外すことを求めた。

- 11 エコノスは、本件記事に関し、同年12月8日、「要氏は、管理職ユニオン分会の指導者で、当社との団体交渉を主導してきている人物」であり、本件記事の掲載に対しモリタより連合大阪に抗議文を提出したところ、連合大阪は謝罪文を交付し、その中には要委員に対し嚴重注意した旨が記載されていた旨の社長書簡並びに上記抗議文及び謝罪文を、管理職全員に宛、社内メールで周知した（以下「12.8 社内メール」という）。
- 12 会社らは、同年12月13日、別件再審査事件の調査期日において、上記謝罪文を書証提出するとともに、要委員に対し謝罪要求することにより、暗に原告らに対し、要委員を団交担当者から外すことを求めた。
- 13 平成18年2月3日、別件再審査事件の続行調査期日において、会社らのかたくなな態度により和解は決裂した。

第3 本件初審命令及び本件再審査命令

1 本件初審命令

原告らは、平成18年4月24日、大阪府労委に対し、5.11 社内メール及び12.8 社内メール（以下、両者を併せて「本件各社内メール」という）が、原告分会員らを孤立させ、動揺させ、さらに脱退させることを狙った支配介入の不当労働行為であり（上記第2の4及び11）、モリタの連合大阪に対する抗議行為（上記第2の7）、及び会社らの要委員に対する謝罪要求（上記第2の10及び12）が、直接または連合大阪を介して間接に、要委員を原告らの団交担当者から外させ、原告らの交渉力を低下させることを意図した支配介入の不当労働行為であることを理由に、救済申立てをしたが、大阪府労委は、平成19年9月25日、同申立てを棄却した（別紙 。以下「本件初審命令」という）。

2 本件再審査命令

原告らは、平成19年10月10日、中労委に対し、本件初審命令の取消し及び救済申立ての認容を求めて再審査申立てをしたが、中労委は、平成20年12月24日、本件初審命令の判断を維持して、同申立てを棄却した（別

紙。以下「本件再審査命令」という)。

なお、原告が本件再審査命令の交付を受けたのはその数日後である。

第4 本件再審査命令の違法性

1 本件各社内メールの不当労働行為性

5.11 社内メールについて

本件再審査命令は、5.11 社内メールに添付された示達文の内容が、ことさらに原告分会員を対象として威嚇するものでも、何らかの報復や不利益を示唆するものでもない旨判断している。

しかしながら、「示達」とは「上位者から会社に対して、命令、通知を文書で示し達すること」(広辞苑)という意味であり、その内容も『管理職ユニオン』は大阪府知事に対して下記の要請を行いました。これについては、当社は極めて残念なものと考えています」として、原告らの要請内容を要約摘示したうえ、わざわざ「㈱モリタ並びに㈱モリタエコノスを大阪府の指名入札から排除」という記載を大きな活字にして下線まで引いている。加えて、ことさらたたみかけるように、「部署長、支店長各位においてはその意を体し、部下を指導して業績発展のため一層の奮励努力を行うようお願いいたします」とまで述べて、檄を飛ばしている。その「意を体する」とは、「他人の思い・考えを理解し、それに沿った行動をする」(広辞苑)ことを意味する。このように、同示達文は、部署長や支店長に対し、代表取締役による「極めて残念だ」という、上記要請書に対する否定的評価にそった行動をするよう社長自身が命じたものであり、原告分会員らに対しては、「残念だ」という否定的評価が示唆する措置を受けるであろうことを暗にほのめかしたものであることに疑問の余地はない。

すなわち、同示達文は、たんなる事実経過の説明や率直な感想表明の程度をはるかに超えて、「よくもここまでしてくれたな」と、社長自らの報復宣言をするに等しい決意表明を行っているものであり、これを第三

者ではなく管理職(及びエキスパート職)である原告分会員らが読めば、「社長の逆鱗に触れた」と感じて心理的動揺を来すであろうことは容易に推認できるのである。そして、労働組合員の中には、使用者との「闘い」に積極的な者もいれば消極的な者もあり、また、精神的に「強い」者もいれば「弱い」者もいるのであるから、後者の組合員らが、社長の恫喝におそれをなして組合を脱退していくという事態は、わが国の労働組合運動において何度も繰り返されてきた歴史的事実である。とりわけ原告分会は、管理職で構成されていて、会社による恫喝には弱いのであって、5.11 社内メール添付の社長作成名義の示達文はそれだけ強力な影響を及ぼすのである。

よって、上記判断の誤りは明らかである。

本件再審査命令は、原告らが大阪府知事等に対して行った指名入札排除要請を重大なものと受け止めたであろうから、エコノスがこれに対する見解や対処方針を表明することは言論の自由の範疇に属するものであって、仮に原告分会員に心理的な動揺が生じたとしても、支配介入の意図に基づくものとはいえない旨判断している。

しかしながら、上記判断は、原告らと会社らの間のそれまでの労使関係の全体を見ない表面的かつ皮相的なものであって、全く失当である。管理職らが原告分会を結成したうえ、原告組合の下部組織としてその援助を受けざるを得なかったこと、これに対し、会社は一貫して、理不尽極まる理由をこじつけて、組合事務所の貸与を拒否し、誠実団交に応じないで、組合否認の態度を取り続けて厳しい対決姿勢を貫いていたこと、そのために原告らはその存立を賭して不当労働行為救済申立を行い、1年7か月の審理を経て、平成17年3月30日ようやく別件初審命令を獲取したのである。したがって、原告らがこのようにして発せられた別件初審命令に依拠して、会社との労使関係を改善し、その正常化をはかろうとするのは当然のことであり、その方法として、別件初審命令を履行させるように指導することを求めて、大阪府知事等に上記要請

書を提出することは、まさに正当な組合活動なのである。

このような組合活動と、労働委員会によって不当労働行為を犯したと認定されたエコノスが、同要請書を非難する内容を含む 5.11 社内メールを送信することとは、それらが持つ意味において本質的な差異があるといわなければならない。したがって、同要請書と 5.11 社内メールを対等に置いて判断することそれ自体において、そもそもの誤りがある。

本件再審査命令の上記判断は、不当労働行為救済命令をはなはだ軽んじている会社に左担するものにほかならず、労働委員会が、自らの命令の意義と位置づけを自らの手で貶めるものと批判されても、それを甘受するほかないであろう。

本件再審査命令は、5.11 社内メールの送信が理由で原告分会員 2 名が脱退したものとはいえないというが、そもそも使用者の言論が不当労働行為と判断されるためには、使用者の言論によって現実に組合活動上の影響が生じたことが要求されるわけではなく、組合活動上影響を及ぼしうる使用者の言論であれば、不当労働行為に該当するのである。そして、原告分会員らは、5.11 社内メールを送信されたことによって、社長の怒りを知り、それによって恐怖感・威圧感を受けたのであるから、このようなエコノスの言動が、組合活動上影響を及ぼしうるものであることは明らかである。

本件再審査命令は、5.11 社内メールが脱退の理由であることの疎明を要求しているが、脱退者から脱退理由を聴取することが容易でないことは明らかであり、また、原告分会が脱退者の名前を具体的に明らかにすることは、当該元分会員に対する会社側からのリアクションも考えられるので、同疎明要求は、原告らに対し不可能を強いるに等しい。5.11 社内メールの送信が、原告分会員 2 名の組合脱退に関連があると認められる限り、その不当労働行為性を否定することはできないのである。

以上のことから、5.11 社内メールの送信は、原告らの正当な組合活動を極度に嫌忌した会社が、今後の「報復」を示唆して、原告分会員らを

「威嚇」するものあって、エコノスが原告分会員らを孤立させ、動揺させ、団結の弱体化をはかることを意図して行ったものであるから、労組法7条3号の支配介入に該することは明らかであり、その不当労働行為性を否定した本件再審査命令の判断は、全くの誤りである。

12.8 社内メールについて

本件再審査命令は、本件記事がモリタの会社分割を非難し、エコノスの信用にも関連するものであるから、12.8 社内メールに添付された社長書簡の内容はエコノスの言論の自由の範疇に属する旨判断している。

しかしながら、上記社長書簡は、本件記事を「事実関係に重大な誤りがあり、当社の名誉を毀損し企業イメージを著しく損なう」ものと決めつけ、同時に添付したモリタの連合大阪会長宛抗議文において、「資産はがし」ではないとか、「不動産なし」の丸裸で放り出されたのではないし、エコノスは「資産はがし」された「泥船」ではなく、また「賃料」と「金利」という「生き血」を吸い取られる関係にないなどとしているが、失当というべきである。

すなわち、本件記事は、平成13年の会社合併、平成15年の会社分割の不当労働行為性を具体的に明らかにするために、次のように述べているのである。

旧モリタは、合併によって旧エコノスの全不動産を取得したのであるが、会社分割に際しては、エコノスは、その不動産を全く承継せず、すべての不動産をモリタが取得したのであるから、これは、モリタによる「資産はがし」であって、合併後まもない分割によって、エコノスは、「不動産なしの丸裸」で放り出されたものである。

そのうえ、エコノスの営業部門は、成長性に欠ける不採算部門であり、会社分割は、この不採算部門を切り捨てるために行われたものであって、将来の沈没が予測される「泥舟分割」であるといえる。

モリタは、このようにして取得した旧エコノスの不動産を、エコノスに賃貸して賃料を取得するし、モリタのエコノスに対する支援金に

対しても、金利を取得することになるから、モリタは、賃料と金利という形で、エコノスにおける労働の成果、すなわち「生き血」を吸い取るという関係に立つことになる。

そして、この会社分割が「泥舟分割」であることは、分割前に新エコノスの収益見込みとして、2005年3月末で4.5億円の黒字を計上していたのに、実際は同時期で、2.3億円の赤字となっていて、上下で6.8億円もの見込み違いが生じていることから明白である。

このように、本件記事は、旧モリタの合併・会社分割による不当労働行為を批判しつつ、会社分割という手続が濫用の危険のある制度であって、その濫用を防止するには、労働組合の団結力こそが重要だと述べたものであることは明らかである。そして、「資産はがし」「不動産なしの丸裸」「泥舟分割」「生き血」等の表現は、旧モリタと旧エコノスの合併とモリタとエコノスの分割が、組合破壊を意図した不当労働行為であることを具体的に明らかにするためになされているものである。また、その内容には、事実と反する虚偽を記載した部分は存在せず、その表現がモリタに対する名誉や信用を毀損したり、会社らの企業イメージを損なうようなものはない。本件記事に対する会社らの非難は、本件記事の趣旨を歪曲し、ささいな字句に拘泥するものであって、全く失当である。

少なくとも、本件記事は、原告らと会社との間において別件初審命令を履行しようとしなない会社らの原告らに対する態度を批判して、連合大阪に所属する労働者らに対して、会社分割という手続の危険性を訴える内容のものであることは明らかである。そして、本件記事における上記表現は、一貫した組合否認の態度をとり続け、別件初審命令をも無視して居直っている会社らに対して、原告らが行う言論による対抗手段として、当然のことながら許容されなければならないのである。

以上のとおり、本件記事は正当かつ相当であり、逆に、会社らのように本件記事を批判すること自体が不当である。にもかかわらず、モリタ

は本件記事を理由にして連合大阪に抗議し謝罪を求めたのであるが、組合内部の機関誌上の記事に対し、使用者が抗議をすること自体が異例であって、このような抗議と謝罪要求自体が組合員を動揺させ、団結の弱体化を意図する不当なものであることは多言を要しない。会社らの意図は、とにかく攻撃材料をひとつでも見つければ、あたかも鬼の首をとったかのようにそのことに拘り続け、別件初審命令後の原告らに対する劣勢な労使関係を有利に展開しようとしたものにほかならないのである。

本件再審査命令は、上記社長書簡に「この要氏は、管理職分会の指導者で、当社との団体交渉を主導してきている人物でもあります」との記載があることをもって、要委員と原告分会を離間させようとする意図を含んだものとみることはできない旨判断している。

しかしながら、そもそも会社らは、原告分会結成当初から原告組合による指導を著しく嫌忌し、原告分会を原告組合から切り離して直接交渉することを求めてきた。すなわち、事務所等は原告分会に貸与すべきものであるが、原告らの要求は原告組合か原告分会かいずれに貸与すべきか不明であるとして、原告分会と原告組合を峻別し、また原告分会に当面の交渉権がないとした原告らの対応に対し、繰り返し異議を唱えてきた。そして、平成17年以降についても、同年8月8日の団交では、エコノスの赤松常務は原告分会に対し、ことさら要委員の発言に対し、「分会長他、皆なそれを望んでいる。そういうことですね」と念を押したり、あるいは、同年9月5日の団交においても、同常務は「要さんはそうだが、皆さんは？」と発言して、原告組合と原告分会を分断して確認をはかろうとし、また、岩室敏彦執行役員も、大阪府労委の審問において、「組合事務所を分会に対してお貸しします。但し、上部組織に対してはお貸しできません」と公然と発言し、要委員および組合を嫌忌する強固な姿勢を貫いていたのである。

社長書簡の上記記載も、要委員に対するあからさまな敵意の表れにほかならず、12.8社内メールは、連合大阪会長が本件記事に関する謝罪

文を提出したのを奇貨として、原告らとの間の劣勢な労使関係を逆転し、原告らに対して優位に立つことを企図したものであることは明らかである。すなわち、会社らは要委員を悪者に仕立て上げて原告分会との分断を図り、原告分会員らに対し躊躇や不安をかきたて、団交を担当してきた要委員を原告分会から離間させて、団結力を低下させようとしたものであることは疑いを入れない。

以上のことから、12.8 社内メールの送信は、原告らの正当な組合活動を極度に嫌忌した会社が、団交担当者である要委員を悪し様に非難することによって、要委員と原告分会を離間させたうえ、原告分会員らに対し躊躇と不安をかきたて、原告らの団結の弱体化をはかろうとしたものであるから、労組法 7 条 3 号の支配介入に該当することは明らかであり、その不当労働行為性を否定した本件再審査命令の判断は、全くの誤りである。

2 抗議行為及び謝罪要求の不当労働行為性

モリタ労組を利用した要委員の団交担当外しについて

本件再審査命令は、本件記事に対するモリタ労組の連合大阪宛抗議文について、これをモリタが起案したとは認められず、また、モリタ労組の上部団体である J A M 大阪の執行委員長であり、連合大阪の副会長であった訴外森本實（以下「森本」という）の要委員に対する特別執行委員の辞任要求について、これをモリタがモリタ労組の利用して要委員の団交担当外しを画策したものと認めることはできない旨判断している。

しかしながら、事実は次のとおりであった。

平成 17 年 9 月 5 日、要委員は森本に呼び出され、同人より、「モリタ労働組合執行委員長森永光男」作成名義の「連合大阪に対する抗議文」と題する書面を見せられ、「これをモリタ労組の森永委員長が持ってきた」ので、質したら「会社で作ったと言うから、こんなん持って帰れ、書き直して来い、出すんやったら」と言って帰ってもらった旨、聞かされた。

JAM大阪定期大会を目前に控えた同月15日、要委員は、再度森本に呼び出されたが、前回とは趣きが一変しており、同人より「モリタ労組に謝罪せえ」「JAMの特別執行委員を辞任してくれ」と要求されたので、これを断った。

同月19～20日、JAM大阪定期大会が開催されたが、森本委員長が述べていた、要委員（外2名）の特別執行委員に対し感謝決議を行って任を解くとの提案は、水面下での根回しが奏功しなかったようで結局行われることはなく、「団交担当外し」の策動はこの時点では未遂に終わった。

同月30日、モリタ労組は連合大阪を訪れ、上記抗議文を提出した。

このように、森本は、モリタの代筆にかかるモリタ労組の抗議文を一旦は受け付けず、連合大阪に提出することを拒否していたにもかかわらず、たった10日後には態度を豹変させ、要委員に対し謝罪だけではなく、JAM大阪の役員から降りることまで迫るに至ったのである。しかしながら、仮に、真実モリタ労組が本件記事を嫌悪していたとしても、それに対しては要委員に謝罪を求めるなり、連合大阪の機関紙への訂正記事の掲載を求めるなりすればそれで済むはずであり、それを超えて、JAM大阪特別執行委員の地位を辞任することまで求めるべき理由など全くない。他方、モリタにとってみれば、要委員がJAM大阪の役員でなくなれば、連動して連合大阪の役員からも降りざるを得なくなり、その結果、原告らの会社らとの団交担当からも外されると予想されるので、そのような要求をJAMモリタにさせることには十分な理由がある。つまり、森本の態度豹変は、まさしく、モリタがモリタ労組を抱き込んでJAM大阪のトップに直訴させた、という経緯を雄弁に物語っているのである。

以上の事実経過は、モリタがJAMモリタを利用し「労働組合の内部運営」を装って、要委員の団交担当外しを画策した経緯を如実に示すものといえる。原告らは、御庁における今後の審理のなかで、この点につきさらに立証する予定である。

本件記事に対する抗議について

本件再審査命令は、本件記事に対するモリタの抗議には相応の理由があり、要委員を原告らの団交担当から排除することを連合大阪に求めるものではない旨判断しているが、これが失当であることは、上記1、において詳論したとおりである。

要委員に対する謝罪要求について

本件再審査命令は、会社らが団交や中労委の和解の場で要委員に対し、本件記事を執筆したことにつき謝罪要求したことが、それ自体不合理なものとはいえ、格別相当性を欠くとはいえない旨判断するが、同謝罪要求も、これまで述べてきた要委員の団交担当外しを狙ったものであることは明白であり、上記判断は失当というべきである。

第5 結語

以上のとおり、本件再審査命令は、中労委に付与された裁量権を著しく逸脱ないし濫用するものであって、違法といわざるを得えず取消しを免れない。よって、請求の趣旨記載のとおり判決を求めるため、本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

弁論手続において必要委員に応じ提出する。

添 付 書 類

資格証明書	2 通
訴訟委任状	2 通

以 上